

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 富山港線	富山市千代田町字坑池割 49番8から	変更前		最大 25.4 最小 21.1	37.6	富山土木 センター
	富山市千代田町字坑池割 3番2まで	変更後		最大 24.8 最小 20.7	37.6	

富山県告示第370号

換地処分について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和4年10月27日県営農地整備事業中曽根地区の換地処分をしたので同条第10項の規定において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和4年10月28日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第371号

市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更の認可について

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第2項において準用する同法第17条の規定により、次のとおり中央通りD北地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同法第38条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により公告する。

令和4年10月28日

富山県知事 新 田 八 朗

1 組合の名称

中央通りD北地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

設立認可公告の日から令和8年3月31日まで

3 施行地区

富山市中央通り一丁目及び常盤町の各一部
ただし、別紙図面表示のとおり

4 事務所の所在地

富山市常盤町10番3号

5 設立認可の年月日

令和3年3月8日

6 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和4年10月21日

(「別紙図面」は省略し、富山県土木部建築住宅課に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和4年10月28日

富山県知事 新 田 八 朗

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

凍結防止剤（塩化ナトリウム） 予定数量 4,200トン

備蓄用凍結防止剤（塩化ナトリウム） 予定数量 500トン

備蓄用凍結防止剤運搬（塩化ナトリウム） 予定数量 500トン

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪1番7号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年9月7日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日栄商事株式会社 石川県金沢市南新保町口35番地

5 随意契約に係る契約金額

凍結防止剤 1トン当たり37,070円

備蓄用凍結防止剤 1トン当たり33,330円

備蓄用凍結防止剤運搬 1トン当たり5,720円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年10月28日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
黒部市吉田639番2の一部、640番2の一部、645番1の一部、645番2の一部、646番3の一部、1829番の一部、1831番、1832番の一部、1833番の一部、1834番、1856番、1857番の一部、1858番、1860番の一部、1862番、1863番、639番2地先、640番2地先及び665番地先	同 左	道 路 緑 地 水 路	東京都千代田区神田 和泉町1番地	YKK 株式会社

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、富山県農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和4年10月28日

富山県知事 新 田 八 朗

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積 (㎡)
富山市婦中町浜子1277番	田	2,640
富山市婦中町浜子1360番	田	661
富山市婦中町浜子1379番	田	4,585
富山市婦中町浜子1382番	田	3,657
富山市婦中町浜子1400番	田	3,054

2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第33条第1項に規定する「耕作の事業に従事する者が」「不在となることが確実」と認められる農地に該当する。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和5年3月31日	5年	528,320円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和4年11月11日

(2) 提出先

〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル10階

富山県農林水産部農業経営課

(電話 076-444-3269)

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主た

る事務所の所在地並びに代表者の氏名)

- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

6 農地中間管理機構からの依頼により以下事項について、公告する。

当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、富山県農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和4年10月28日

富山県知事 新 田 八 朗

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積 (㎡)
富山市婦中町小倉4番	田	4,391

2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第33条第1項に規定する「耕作の事業に従事する者が」「不在となることが確実」と認められる農地に該当する。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和5年3月31日	6年1月	103,536円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和4年11月11日

(2) 提出先

〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル10階

富山県農林水産部農業経営課

(電話 076-444-3269)

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

6 農地中間管理機構からの依頼により以下事項について、公告する。

当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。

